

石 油 連 盟 会 長  
全 国 石 油 商 業 組 合 連 合 会 会 長  
公 益 社 団 法 人 全 日 本 ト ラ ッ ク 協 会 会 長  
日 本 貨 物 運 送 協 同 組 合 連 合 会 会 長  
日 本 危 険 物 物 流 団 体 連 絡 協 議 会 会 長

} 殿

消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長  
( 公 印 省 略 )

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について

日頃より、危険物施設における保安確保に御尽力を賜り感謝申し上げます。

平成 29 年 12 月 26 日、千葉県内の顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（いわゆるセルフ給油取扱所）において、ガソリンが混入した灯油を顧客に販売した事案が発生しました（別添参照）。

事故原因等の事故の詳細については、現在、当該給油取扱所を管轄する消防本部等において調査中ですが、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業について、火災や流出事故の発生を防止するため、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が相互に立会い、適切な手順に従って作業を行うことが必要です。

また、ガソリンが混入した灯油を顧客が使用すると、火災が発生する危険性が極めて高く、いわゆるコンタミ事故の防止を徹底することが重要です。

今般の事故を踏まえ、貴職におかれましては、下記の事項について、貴団体の加盟各社に対して、さらなる徹底を周知していただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 単独荷卸し<sup>\*</sup>を行う場合を除き、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業に際して、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者の双方が立ち会うことを徹底すること。

<sup>\*</sup>「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成 17 年消防危第 245 号）に基づき、給油取扱所の従業員の立会いなしに移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が単独で荷卸しを行うことをいう。

- 2 荷卸し時の立会いにおいては、次の事項に留意すること。

ア 給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸し作業に際して、危険物の品名、受入タンクの注入口、受入量等について相互に確認すること。

イ 移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、移動タンク貯蔵所の各タンク室に積載している危険物の品名、数量等を再確認するとともに、適切な手順に従って荷卸し作業を行うこと。

ウ 給油取扱所の危険物取扱者は、荷卸し終了時には、地下タンクの危険物の量を確認すること等により、適切に荷卸しが実施されたことを確認すること。

(連絡先)  
消防庁危険物保安室  
竹本、山本、高野  
電話 03-5253-7524  
FAX 03-5253-7534

## ガソリンが混入した灯油の販売事案の概要

### 1 発生日時

発生日時：平成 29 年 12 月 26 日 14 時 50 分頃～19 時

処理完了日時：平成 29 年 12 月 27 日 19 時頃

### 2 発生場所

千葉県千葉市の営業用給油取扱所（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所）

※単独荷卸しは運用されていない。

### 3 概要

給油取扱所の灯油の地下タンクに、何らかの原因によりガソリンが混入し、12 月 26 日 14 時 50 分頃から 19 時までの間、ガソリンが混入した灯油を顧客 16 人に約 400 リットルを販売したものを。

翌 27 日 19 時頃に 16 人全員から回収を完了した。

### 4 消防本部の対応

灯油計量機の使用に関して、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 12 条の 3 第 1 項に基づく緊急使用停止命令を千葉市長から発令するとともに、防災行政無線、市ホームページ等による広報を実施した。

### 5 経緯

現在のところ、関係者からは、以下の内容を聞き取っている。

- ・ 12 月 26 日に荷卸しを行う際、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、給油取扱所の従業員から、遠方注入口のボックスの鍵と地下タンクの残量を示すメモが手渡された後、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者のみで荷卸し作業が行われた。
- ・ 移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が灯油を貯蔵する地下タンクへ荷卸しを行ったところ、満量を知らせる警報が鳴動したため、当該タンクへの荷卸しを中止し、当該タンクから移動タンク貯蔵所へ灯油の一部を戻し、別の灯油を貯蔵する地下タンクへ再度荷卸しを行った。